

富山県災害対策本部運営要領

1. 目的

この要領は、富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和 46 年富山県災害対策本部訓令第 1 号）第 13 条の規定に基づき、富山県災害対策本部（以下「本部」という。）の円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

2. 本部の開設

(1) 災害状況の推移により、次に掲げる事項の一つに該当する客観情勢にいたったときは、総合政策局長室に防災・危機管理課長、消防課長、厚生企画課長、建設技術企画課長（降雪期には道路課長）およびその他関係課長が参集して本部の開設等について検討のうえ、その旨具申し、本部長の命により、直ちに本部員会議を招集して本部を開設し、災害応急対策等について協議する。ただし、緊急を要するときは関係部長と協議し本部長の命を受けて本部を開設することができる。

ア. 富山県の全部または一部に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき。

イ. 富山県の全部または一部に災害が発生し、その規模及び範囲から見て災害対策本部を設置し、その対策を要するとき。

ウ. 災害救助法の発動があったとき。

(2) 本部を開設したときは、「富山県災害対策本部」の標示を県庁正面玄関に掲示する。

(3) 本部を開設したときは、直ちに広報班が庁内放送、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表する。

(4) 本部室は、県庁内に置くものとする。

3. 本部室の体制

(1) 本部室には、総合政策部総務班、経営管理部広報班、厚生部災害救助班、土木部建設技術企画班（降雪期には道路班）および本部長の指示する各班の班員若干名並びに各部連絡員を配置する。

(2) 各部連絡員は、各部長が部内班員のうちからあらかじめ定め、本部室長に連絡しておくものとする。

4. 本部員会議の運営

(1) 本部員会議における協議に必要な資料の作成は、本部員がそれぞれの所掌事務について行うものとする。

(2) 本部員が不在のときは、代理者がこれを行うものとする。

5. 災害応急対策

(1) 要員の配備

各班長は、所掌事務に関する災害対策遂行に必要な人員の配備をするものとする。

(2) 動員

災害状況の推移により、各班における応急災害対策要員が不足するときは、部内の連絡調整にあたる班長と協議のうえ、次の順序により行うものとする。

ア. 部内で余裕のある班から応援する。

イ. アにおいてなお不足するときは、経営管理部動員班にその必要とする職員の職種、職員数、作業内容および場所、男女の別、携帯品等必要な事項を明らかにして要請する。

ウ. 本部の全職員をもってしてもなお要員が不足するときは、または特定の職員が不足するときは、経営管理部動員班において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 29 条および第 30 条の規定による職員の派遣の要請またはあっせんに必要な手続きを行うものとする。

（文教部、警察部関係を除く。）

(3) 関係機関との連絡

各部長は、災害状況により、関係機関に協力を要請する必要があると認めるときは、総合政策局長に協議するものとする。

(4) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、次により行うものとする。

ア. 要請の時期

各部長は、大被害の発生が予想され、その防ぎよが困難であると認めるときは、本部長に対して自衛隊の出動要請に関し、具申するものとする。

イ. 要請の手続き

各部において派遣要請の必要があるときは、次の事項を記載した文書を総合政策部総務班に提出するものとする。

(ア) 災害の状況および派遣を要する理由

(イ) 派遣を必要とする期間

(ウ) 派遣を希望する人員および装備

(エ) その他必要な事項

(5) 水防活動

非常活動時における水防活動は、別に定める「富山県水防計画」により行うものとする。

6. 災害情報の収集

災害に関する情報の収集は、災害対策の基本となるものであるから、本部の各班長および出先機関の長（支部が設置されたときは支部班長を含む。以下「班長」という。）は、それぞれの所掌事務に関する災害情報の収集につとめ、その収集した災害に関する情報並びに各班長において措置した災害応急対策について、次の要領により別表1「被害状況報告系統図」の定めるところにより、すみやかに総合政策部総務班長（防災・危機管理課長）に連絡するものとする。

(1) 概況報告

概況報告は、災害が発生したときから直ちに調査し、別記様式(1)により報告するものとする。なお、事態の推移に注意し被害状況に変化のあるつど、すみやかに報告しなければならない。

ア. 出先機関からの報告は、災害状況により次のうち最も早くとれる方法により行うものとする。

(ア) 電話 (イ) 警察電話 (ウ) 鉄道電話 (エ) 消防無線 (オ) 警察無線

(カ) 防災行政無線 (キ) 非常無線通信 (ク) 急便

イ. 被害状況報告は、当該被害額の累計で行うものとする。

(2) 確定報告

確定報告は、災害の状態が終了しその被害状況が明確になったときに調査し、別記様式(1)により報告するものとする。

(3) とりまとめ

各部の被害報告担当班長は、部内の被害状況をつとりまとめ、総合政策部総務班長に報告するものとする。

なお、概況報告は、毎日被害状況に変化のあるつどとりまとめ、報告しなければならない。

7. 記録の励行

本部長の発する指令および各部長、班長が発する指示連絡等の伝達並びに出先機関、市町村関係機関等から連絡、報告、要請等の受付にあった職員は、その内容が特に軽易な場所を除き別記様式(2)による記録を励行し、受付、伝達および措置の確実を期するものとする。

なお、この記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまでこれを保存しておくものとする。

8. 職員の心がまえ

(1) 本部は、県の組織を挙げて防災にあたるものであることを認識し、本部のすべての職員は、

他の部または班から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。また、本部のすべての職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは誤解を招きもって本部の活動に不信を抱かせることのないよう厳に注意しなければならない。

(2) 関係事項の調査研究

職員は、所掌事務に関係のある事項について常にその把握につとめるとともに、有事の際における対策をもあわせて調査研究し、災害応急対策にあたって有効適切な措置をとることができるようにしておくものとする。

(3) 装備、資材の整備

職員は、有事の際に使用する各種の装備、資材を点検し、現状を確認して必要な対策を講じておかなければならない。県の所有以外のもので、有事の場合、必要と思われるものについては緊急に借用できるように平素から連絡しておくものとする。

(4) 非常配備の態勢

職員は、別表2「非常配備に関する一般的基準」の定めるところにより待機するものとする。

9. 支部開設の態勢

支部が開設されたとき、または本部開設前における災害応急対策等の事務については、本要領の例により処理するものとする。

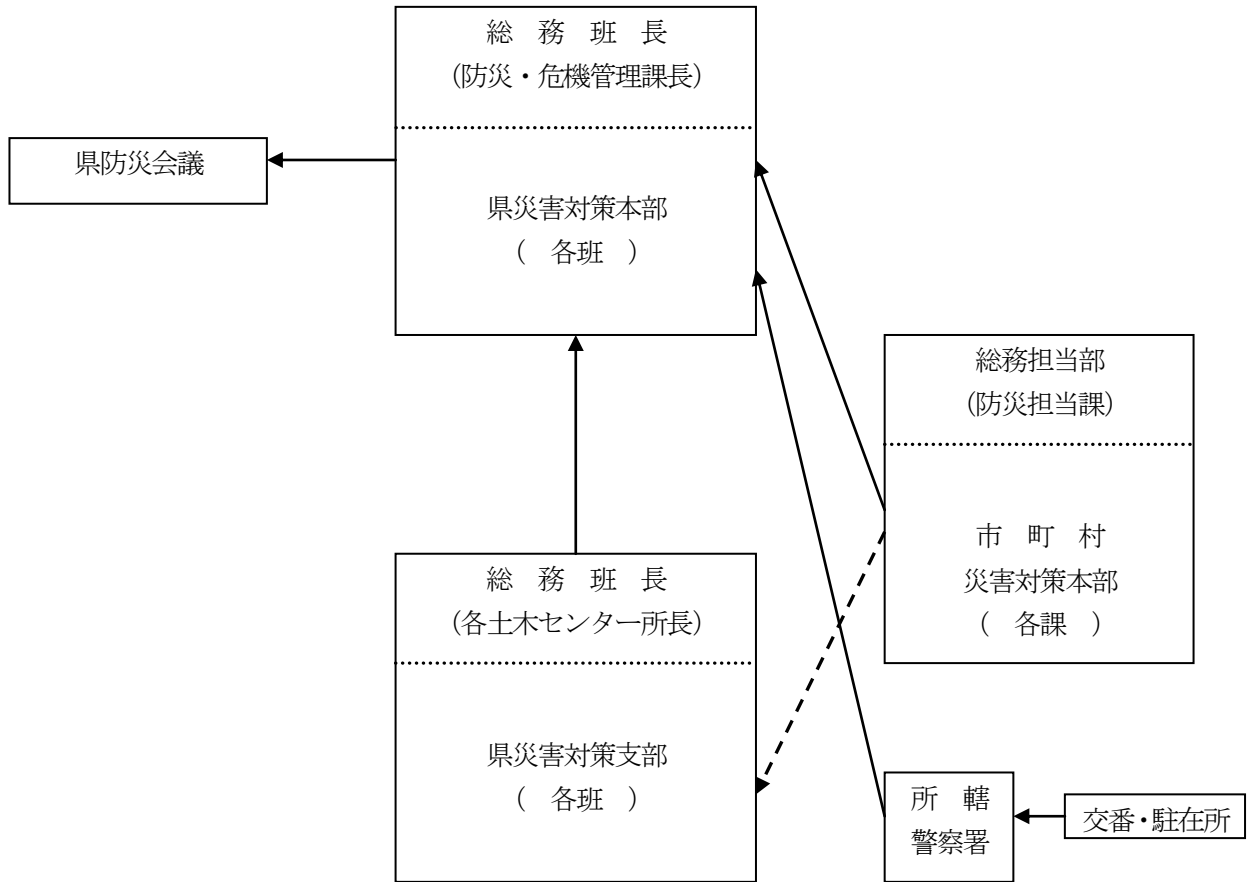
10. 各種対策本部との関連

各部（局）において、必要により設置される各種対策本部は、富山県災害対策本部が設置されたときは、同本部に総括されるものとする。

11. 市町村の防災体制

市町村における防災体制については、法令並びに本計画に準じて市町村地域防災計画において定めるものとする。

被害状況報告系統図



(注)点線は、県災害対策支部が設置された場合を示す。